

# 路面清掃業務委託特記仕様書

## 1 総則

- (1) 本業務は、土木センターが管理する道路の路面清掃業務委託であり、本仕様書及び標準仕様書により業務を遂行するものとする。
- (2) 本業務は、熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表を用いた積算方式の試行対象委託である。
- (3) 本業務は、土木工事標準積算基準により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象委託である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分）：1. 1      現場管理率：1. 1】

## 2 目的

土木センターが管理する道路において、路面清掃車により車道・歩道部の塵埃、落ち葉等を除去し、交通安全と沿道住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

## 3 作業手順

- (1) 指定された路線の確認
- (2) 委託者と清掃方法、仮置方法、清掃日、清掃経路等の協議
- (3) 業務計画書、計画工程表および仮置場の使用に関する報告書を提出
- (4) 作業実施
- (5) 月毎の実績報告書（別紙1）に実績表（別紙2～4）、実施工程表、作業日報、清掃経路図（日別）、写真、処分量集計表、計量伝票、運行前点検簿（日常点検記録簿）、車両運行日報、その他必要書類を添付し提出（翌月5日まで）

## 4 特記事項

- (1) 本業務は、路面清掃車により、路側等に堆積した塵埃、落ち葉等を除去することを目的とし、清掃作業に伴う路肩の掃き出し、土砂の掘り起こし、粗大塵埃の除去、掃き残しの処理、障害物や雑草等の除去も含み作業を行うこと。また、歩道掃き出しを行う際は、清掃車で清掃できる箇所までブロワや箒等を用いて塵埃が残らないよう注意しながら掃き出しを行うこと。尚、作業状況は写真管理を行い、実績報告書に写真を添付し提出すること。
- (2) 受託者は、本業務で対応できない排水施設の土砂堆積や詰まりがある場合及び、街路樹や雑草が繁茂している箇所がある場合は発注者へ報告を行うこと。
- (3) 業務計画書については、契約後速やかに提出し、業務着手前日までに承認を得ること。なお、変更が生じた場合は、事前に変更業務計画書を提出し、承

認を得ることとする。ただし、軽微な変更については、事前に口頭で報告し、承認を得ることとする。

- (4) 受託者は、あらかじめ業務従事者の名簿を委託者に提出しなければならない。提出後に変更等を行う場合も同様とする。なお、路面清掃車を運転する者は、運転に際して適切な運転免許と国又は地方公共団体から直接受注した業務として1年以上の清掃車両操作の従事経験を有すること。
- (5) 写真管理については、作業前、作業状況、作業終了の作業工程を明確に撮影すること。なお、仮置場での荷卸、積込及び扇田環境センターや一般廃棄物処理施設等への荷卸については、複数箇所分を兼ねることは可とする。また、処理施設の許可看板を撮影すること。
- (6) 受託者は、作業路線の状況により作業経路の見直しを行い、交通や生活環境の保全に努めなければならない。また、道路維持管理のため、落ち葉除去など緊急な作業が発生し指示を受けた場合は早急に作業を行うこと。
- (7) 諸事情により作業が出来ない場合は、遅滞なく委託者と協議を行うこと。
- (8) 清掃作業は、清掃速度 6km/時を目安とし、作業状況を見極めて行うこと。それによりがたい場合は委託者と協議すること。
- (9) 幅員が狭い箇所については、作業の安全を確保すると共に、道路交通の確保に努めること。
- (10) 交通量の多い路線は、朝夕の作業を控えること。
- (11) 委託者が必要と認めた場合は、交通誘導員を配置すること。
- (12) 作業に際しては、粉塵、騒音、振動、交通障害等により地域住民とのトラブルを極力防止するよう努めなければならない。
- (13) 受託者は、現場と給水場所の距離、現場と仮置場までの距離、現場と現場の距離（作業を必要としない部分で、1箇所の延長が 50m以上の区間）及び基地（各土木センター）と作業現場までの距離を管理し、その合計を（別紙3）のB 清掃外距離の欄に記入すること。車両管理については、下記事項を遵守すること。
- (14) 清掃作業時の車両には、熊本市委託車両等のマグネット板を貼り付けること。また、大きさ、文字、色等は委託者と協議を行い、受託者の負担によりこれを作成する。
- (15) 受託者は清掃日ごとの車両運行日報を作成するものとする。なお、運行日報には運転者名、作業補助者名、走行距離、運行時間、その他を記入し提出すること。
- (16) 業務の実施中に、既設の施設等に損傷を与えた場合は、受託者の負担において処理するものとする。
- (17) 路面清掃車について、市から無償貸与、または業者持込とする。ブラシ等の消耗品については、必要な時期に受託者が受託者負担により交換、補充しなければならない。また、作業前または、作業後には清掃車の各装置の点検調

整、給油等を実施すること。

※業者持込の路面清掃車の自動車保険（任意保険）については、受託者の負担により加入し、業務開始から保険の効力を発生させることとし、その保険証券の写しを委託者へ提出すること。

- (18) 本業務により発生した土砂等については、各土木センター指定の仮置場（以下「仮置場」）に仮置き分別の上、定期的に扇田環境センターまたは、熊本市指定の一般廃棄物処理施設等にて処分すること。また、受託者においては仮置方法と飛散防止対策等について明記した報告書を仮置場の状況写真とともに業務開始前までに提出すること。なお、本業務により発生した土砂等の処理施設等への直接運搬は禁止する。
- (19) 西環状道路（自動車専用道路区間に限る）において作業を行う場合、路面清掃車後方に別途作業員（点滅式黄色灯車載）を随伴させ、路面清掃車と一般車両との距離を十分に確保すること。

## 5 清掃車両の点検整備

清掃車両は国土交通省の定める「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引き」に基づき、日常点検及び定期点検整備をおこなうものとし、道路運送法に基づく自動車検査を受けるものとする。その費用は車両官貸与の場合は委託者、車両持込みの場合は受託者により負担する。

ただし、「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引き」のうち日常点検整備はいずれの場合も受託者により1日1回、運行前に行うものとし、その費用負担は全て受託者が負う。

## 6 無償貸与業務形態の中止

清掃車の損耗部品の交換費用は諸経費の中に含まれているが、清掃車本体に異常が生じ、長期の修理期間を要する場合は、委託者において修理を行うかどうか判断する。その場合、清掃車両は委託者で準備を行うが、場合によっては清掃車の無償貸与業務形態を取り止めることもあり得る。無償貸与業務形態を取り止めた後の作業については、受託者が清掃車を準備し、作業を実施しなければならない。なお、これは契約変更の対象とする。

## 7 清掃車の交換

他の土木センターで使用している清掃車両が故障し、長期の修理期間を要する場合は、当業務で使用している清掃車両の貸与を行うことがあり得る。

## 8 指定部分引渡し

指定部分とは、当該設計書に記載してある業務の30%、60%をいう。受託者は、指定部分以上となった場合は、当該委託料に対して指定部分引渡しを請求するこ

とが出来る。請求する場合は、第〇回完了届（別紙5）を使用し、委託者に関係書類を添えて提出しなければならない。

## 9 その他

- (1) 受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業について、疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、指示を受けなければならない。
- (2) 熊本市道路維持業務委託（総価契約）標準仕様書の4（1）、6（1）については、調査職員と協議のうえ、必要に応じて実施すること。
- (3) 本業務委託に係る指示、協議、通知、承諾、報告、提出、その他の事項については業務委託打合簿を使用して行うこと。













課長	技術主幹	主査	調査職員

# 第 回 完 了 届

令和 年 月 日

熊本市長 様

住所

受託者  
氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 着手年月日 令和 年 月 日

6 第 回完了年月日 令和 年 月 日

5 管理技術者 氏名 ( 年 月 日生)

資格

上記のとおり完了しましたのでお届けします。